

○次の施設に指定管理者制度を導入し、経費節減及び事務事業の効率化に取り組みました。

- ・ 青少年旅行村キャンプ場
- ・ 小イザリ地域振興センター
- ・ 地域資源活用総合交流促進施設
- ・ 地域防災拠点施設
- ・ 玉厨子農村公園
- ・ 志和岐地区移住交流支援施設
- ・ 阿部地区移住交流支援施設
- ・ 各地区公民館
- ・ デイサービスセンター「竜宮」
- ・ デイサービスセンター「浦島」
- ・ 由岐生活支援ハウス「長寿村」
- ・ 魚介類蓄養施設
- ・ 水産物処理加工施設
- ・ アワビ中間育成施設
- ・ 交流拠点施設



平成17年度は経常収支比率が97.2%と硬直化の進んだ財政状況でありましたが、以上のような取り組みと、徹底した経費の節減等により、平成21年度には83.2%まで改善することができました。平成22年度に今後5年間の行財政改革プランを策定しましたので、引き続き徹底した経費の節減等により、なお一層の健全財政を目指して参ります。

「子ども手当」の申請は、9月30日までに！

◆子ども手当が本年4月から始まっています。

中学校修了までのお子さんを養育する方が支給対象です。 ※所得制限はありません。

◆お急ぎください

9月30日までに市町村へ申請しない場合は、申請の翌月分からの支給となり、4月分からの手当はうけとれません。

詳しくは、役場住民福祉課までお問い合わせください。(☎ 77-3613)

地上デジタル放送を受信するための 簡易なチューナーの無償給付等の支援について

総務省では、経済的な理由等で地上デジタル放送に移行することが難しい世帯に対し、簡易なチューナー（1台）の無償給付、必要に応じたアンテナ改修等、共同受信施設やケーブルテレビの改修経費の支援を実施しています。

◆支援の対象

対象は、生活保護世帯や、障がい者非課税世帯などのNHK放送受信料が全額免除となっている世帯です。

◆支援の申込受付期間

平成22年4月19日～平成22年12月28日（消印有効）

詳しくは、総務省 地デジチューナー支援実施センターへ。(☎ 0570-033840)

父子家庭に対する児童扶養手当について

平成22年8月1日から、父子家庭のみならずにも児童扶養手当が支給されます。ただし、所得制限があり、一定額以上の方には支給されません。公的年金を受けられる場合も支給されません。

受給のためには、町村へ申請（認定請求）が必要です。平成22年11月30日までに忘れずに手続きをしてください。

くわしくは、「広報みなみ7月号」または、役場住民福祉課 ☎ 77-3613までお問い合わせください。